

【2026.6.11 京橋法人会主催；日本橋法人会共催 セミナー】

# 電子帳簿等保存制度の 基本と最新の改正事項

禁無断転載

一般社団法人 租税調査研究会 主任研究員  
税理士 松崎 啓介

# 目次

1. 令和8年度税制改正（優良な電子帳簿の普及）
2. 優良な電子帳簿・最低限の要件を満たす電子帳簿
3. 令和8年度税制改正（企業グループ間の取引に係る書類保存の特例の概要）
4. 令和7年度税制改正（デジタルシームレス化対応）
5. スキャナ保存・電子取引データ保存
6. 重加算税の加重制度

# 令和8年度税制改正 (優良な電子帳簿の普及)

# 記帳水準の向上等に向けた青色申告特別控除の見直し（令和8年度改正）

## ○現行

条件	控除額
複式簿記 + イ～八のいずれか	65万円
イ 優良な電子帳簿（訂正削除履歴）	
ロ 請求書データ等との自動連携	
ハ 電子申告	
複式簿記（上記イ～八を満たさず≒書面申告）	55万円
簡易簿記	10万円

## ○改正後

条件	控除額
複式簿記 + 電子申告 + イ・ロのいずれか	75万円
イ 優良な電子帳簿（訂正削除履歴）	
ロ 請求書データ等との自動連携	
複式簿記 + 電子申告	65万円
複式簿記（書面申告）	10万円
簡易簿記【対象を限定】（注1）	

（注1）簡易簿記については、i)事業所得もしくは不動産所得に係る前々年の収入が1,000万円以下（事業所得及び不動産所得がある場合はいずれも1,000万円以下）の納税者、又は、ii)事業としての規模に満たない不動産所得者もしくは山林所得者が適用できることとする。

（注2）本件見直しの円滑な移行を図る観点から、複式簿記や電子申告に未対応の事業者については、官民が協働してその支援に取り組むこととする。また、記帳に不備がある事業者への対応を含め、記帳水準の更なる向上に向けた取組を継続する。

適用期日：令和9年分以後の所得税から適用

## 令和8年度与党税制改正大綱（抄）

### ◎税務手続のデジタル化の推進

納税者が簡便かつ適正に申告・納付を行うことができるよう、税務手続のデジタル化を推進する。

取引から会計・税務までシームレスにデジタルデータで処理される仕組みやトレーサビリティが確保された帳簿書類の利用は、適正な申告を確保する観点から有益である。このため、これらの機能を備えた電子帳簿を利用している場合に青色申告特別控除の額を上乗せする措置等を講ずるとともに、こうした電子帳簿の普及・一般化に向けた官民連携の取組みを継続する。

# 令和8年度税制改正の概要

(令和9年分以後の所得税から適用)

- ① 55万円の青色申告特別控除について、その年分の所得税の確定申告書、貸借対照表及び損益計算書等の提出を、その提出期限までにe-Taxを使用して行うことを適用要件に加えた上、控除額を65万円に引き上げる。
- ② 65万円の青色申告特別控除について、対象者を①の見直し後の要件を満たす者であって、その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳につき、電帳法に定めるところにより電磁的記録の保存等を行っていること（次に掲げる場合のいずれかに該当する場合に限る。）との要件を満たすものとした上、控除額を75万円に引き上げる。
  - a. 仕訳帳及び総勘定元帳について、国税の納税義務の適正な履行に資するものとして一定の要件を満たす電磁的記録の保存等（優良帳簿）を行っている場合
  - b. 特定電子計算機処理システムを使用するとともに、電子取引の取引情報に係る電磁的記録（特定電磁的記録に限る。）のうちその保存がその特定電子計算機処理システムを使用して国税の納税義務の適正な履行に資するものとして一定の要件を満たすことができるものは当該要件に従って保存を行っている場合

- ③ 10万円の青色申告特別控除の対象者から、その年において不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営む者で、これらの所得に係る取引を簡易な簿記の方法により記録しているもののうち、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める者を除外する。
- a. その者が不動産所得を生ずべき事業を営む者である場合 その年の前々年分の不動産所得に係る収入金額が1,000万円を超えるもの
  - b. その者が事業所得を生ずべき事業を営む者である場合 その年の前々年分の事業所得に係る収入金額が1,000万円を超えるもの

簡易簿記による10万円の青色申告特別控除を適用している皆様へ

令和9年分以後の所得税について、事業所得又は不動産所得に係る、

# 10万円控除要件が変わります！



え、どう変わるの？どうしたらいいの？

複式簿記かつe-Tax送信をして、  
最大75万円の控除をめざしてみましよう！



## 令和9年分から青色申告特別控除はどう変わる？

10万円の青色申告特別控除の対象者から、その年において不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営む者で、これらの所得に係る取引を簡易な簿記の方法により記録しているもののうち、その年の前々年分の不動産所得又は事業所得に係る収入金額が1,000万円を超える者は10万円の青色申告特別控除が適用できなくなります。

収入金額	改正前	改正後	
		【簡易簿記】	【複式簿記+e-Tax】
(2年前)	【簡易簿記】	【簡易簿記】	【複式簿記+e-Tax】
1,000万円超	10万円	0円 (控除対象外)(※1)	65万円又は 75万円(※1,2)
1,000万円以下	10万円	10万円	

- ※1 不動産所得に関しては、収入区分が1,000万円超である場合、事業的規模の方のみ控除対象外となり、業務的規模の方は、改正前と同様に最大10万円の控除を受けることができます。  
なお、業務的規模の方は、複式簿記に移行したとしても、控除額は簡易簿記の場合と同様に最大10万円となります。
- ※2 改正後の65万円控除の要件（複式簿記+e-Tax）に加えて、請求書データ等との自動連携や訂正削除履歴の記録など一定の要件を満たす優良な電子帳簿を作成及び保存している場合には、最大75万円の控除を受けることができます。



条件に該当したら青色申告特別控除を受けられなくなるのは分かったけど、複式簿記ってどのようにすればいいのかな・・・

おまかせください！裏面をご覧ください！



## 建物の貸付けが事業として行われているか否かの判定

### (事業的規模の判断基準)

建物の貸付けが不動産所得を生ずべき事業として行われているかどうかは、社会通念上事業と称するに至る程度の規模で建物の貸付けを行っているかどうかにより、実質的に判定することになる。

### (形式的判断基準)

ただし、次のいずれかに該当する場合又は賃貸料の収入の状況、貸付資産の管理の状況等からみてこれらの場合に準ずる事情があると認められる場合には、特に反証がない限り、事業として行われているものとして取り扱われる（所基通26-9）。

### 事業的規模の形式的判断基準

#### 建物の貸付け

- 貸間、アパート等については、貸与することのできる独立した室数がおおむね10室以上であること。
- 独立家屋の貸付けについては、おおむね5棟以上であること。

## 不動産貸付が事業として行われている場合とそれ以外の場合の相違点

1. 【資産損失】 賃貸用固定資産の取壊し、除却などの資産損失については、不動産の貸付けが事業として行われている場合は、その全額を必要経費に算入するが、それ以外の場合は、その年分の資産損失を差し引く前の不動産所得の金額を限度として必要経費に算入される。
2. 【貸倒損失】 賃貸料等の回収不能による貸倒損失については、不動産貸付けが事業として行われている場合は、回収不能となった年分の必要経費に算入するが、それ以外の場合は、収入に計上した年分までさかのぼって、その回収不能に対応する所得がなかったものとして、所得金額の計算をやり直す。
3. 【専従者控除】 青色申告の事業専従者給与または白色申告の事業専従者控除については、不動産貸付けが事業として行われている場合は適用があるが、それ以外の場合には適用がない。
4. 【青色申告控除】 青色申告特別控除については、不動産貸付けが事業として行われている場合、正規の簿記の原則による記帳を行うなどの一定の要件を満たすことにより最高65万円(改正後75万円)等の控除を受けることができる。

## 優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置の適用を受ける旨の届出書の提出件数

	個人		法人		合計	
	件数	前年比増	件数	前年比増	件数	前年比増
令和7年6月末	35,247	16.4%	10,753	31.1%	46,000	19.5%
令和6年6月末	30,278	24.4%	8,201	58.4%	38,479	30.4%
令和5年6月末	24,337		5,176		29,513	

- 上記の「優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置の適用を受ける旨の届出書」の正式名称は、「国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出書」という。
- 提出件数は、優良な電子帳簿が創設された改正電帳法の施行日である令和4年1月1日以降、令和7年6月末時点までの累計の件数である。
- 国税庁HPの計数を基に作成。

## 個人事業者の記帳制度の概要

- 個人事業者の所得額が正しく計算・申告されるためには、納税者が正規の簿記で記帳を行い、所得額を資産項目から検証できることが望ましい。ただし、小規模事業者の事務負担への配慮から、簡易な簿記等のほか白色申告も認められている。
- 適正な記帳と申告を促すため、青色申告には様々な税制上の特典等が与えられている。

区分	青色申告			白色申告
	正規の簿記	簡易な簿記	現金主義	
I. 申告者	青色申告承認申請書を提出した事業所得者		左記のうち現金主義の申請書を提出した小規模事業所得者 (前々年分の所得が300万円以下)	青色申告承認申請書を提出していない事業所得者
II. 記帳義務 (1) 作成すべき帳簿	仕訳帳、総勘定元帳、現金出納帳、経費帳、固定資産台帳、売掛帳、買掛帳	現金出納帳 経費帳 固定資産台帳 売掛帳、買掛帳	現金出納帳 経費帳 固定資産台帳	売上帳 経費帳
(2) 貸借対照表 (BS) 損益計算書 (PL)	BS及びPL	PLのみ		収支明細書
III. 税制上の特典等 (1) 青色申告特別控除	・65万円 (e-Tax又は電子帳簿の保存 (※)) ・55万円 (上記以外)	10万円		—
(2) 事業専従者控除等	<青色事業専従者給与> ・事前に提出された届出書に記載された金額の範囲内で必要経費に算入可			<事業専従者控除> ・配偶者 : 86万円 ・それ以外 : 50万円
(3) 純損失の繰越控除	○			被災事業用資産の損失の金額及び変動所得の金額の計算上生じた損失の金額については、繰越控除が可能
(4) 純損失の繰戻還付	○			×

(※) 仕訳帳及び総勘定元帳について電子帳簿保存を行った上で、訂正などの履歴が残ること等の要件を満たす事後検証性の高い電子帳簿の保存 (いわゆる「優良な電子帳簿の保存」) 又は電子取引データの保存がデジタルシームレス要件を満たすことができるシステムを使用し、実際にその要件を満たし得る電子取引データを要件に沿って保存 (令和9年分以後) 【令和7年度改正】

(出典：経済社会のデジタル化への対応と納税環境整備に関する専門家会合資料 (2025年11月13日))

## 個人事業者の申告・記帳状況：事業収入別（令和6年分）

- 令和6年分の確定申告を行った個人事業者の申告状況は、以下のとおり。
- 全体の6割強が、簡易簿記あるいは白色申告。
- 事業収入が比較的大きい層では、正規簿記の割合の方が高い。

事業収入	青色申告		白色申告	合計
	正規簿記	簡易簿記 (現金主義を含む)		
1円～300万円	8.2%	14.3%	20.5%	43.0%
300万円超～1,000万円	14.3%	9.9%	11.4%	35.6%
1,000万円超～5,000万円	11.3%	4.6%	2.3%	18.3%
5,000万円超～1億円	1.6%	0.4%	0.1%	2.1%
1億円超～	0.9%	0.2%	0.0%	1.1%
合計	36.3%	29.3%	34.4%	100%

(注1) 事業収入の金額が1円以上ある者（事業所得以外が主たる所得の者も含む）の申告状況。現金主義の者は全体の0.1%程度。

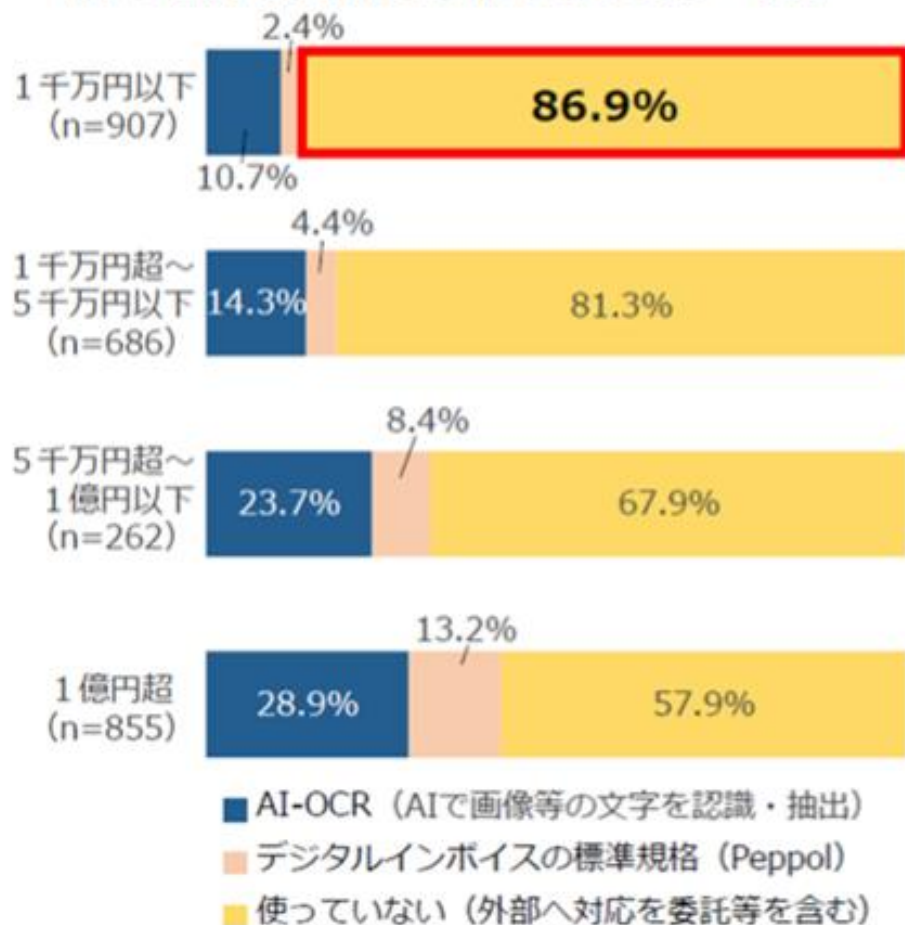
(注2) 正規の簿記は「青特控除が10万を超えるもの」、簡易簿記は「青特控除が10万以下のもの」で集計。

(出所) 国税庁調

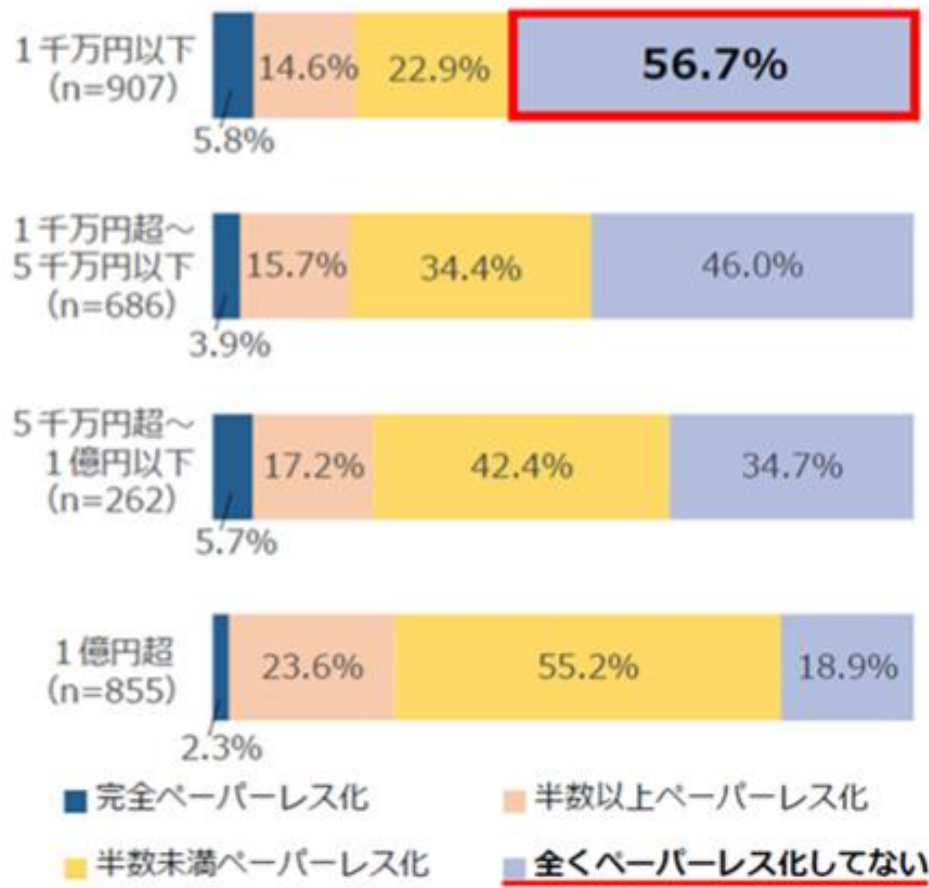
# 事業者のデジタル化の状況

- 規模が小さくなるほど、インボイス対応のためにツールを活用する割合が低く、「売上高1千万円以下の事業者」では86.9%が自社でツールを活用していない
- 規模が小さくなるほど、経理業務のペーパーレス化が進んでおらず、「売上高1千万円以下の事業者」では56.7%が全くペーパーレス化していない

【インボイス対応に活用しているツール】



【経理業務のペーパーレス化の状況】



(出所) 日本・東京商工会議所「中小企業におけるインボイス制度等に関する実態調査\* 結果」(2025年9月9日)

\* 各地商工会議所の会員企業を対象とした調査。回答事業者の52.4%が個人事業主

(出典: 経済社会のデジタル化への対応と納税環境整備に関する専門家会合資料 (2025年11月13日))

## 個人事業者の記帳の概況（税務調査の対象者）

- 記帳水準が低いほど税務調査において「記帳不備」と指摘される割合は高まり、白色申告者では7割を超える状況。
- 白色申告及び簡易簿記は、資産項目の異動が記帳されておらず、申告漏れが生ずる可能性が高い。
- 一方、青色申告（正規の簿記）は、資産項目の異動が記帳されており、所得額を資産項目から検証することが可能。納税者にとって申告漏れの防止につながるメリットがある。
- 例えば、商品を現金で販売したことによる売上を記帳し忘れた場合、商品の減少や現金の増加などの資産項目の異動状況から、売上の記帳漏れを把握することが可能。

### 税務調査において「記帳不備」と確認された者の割合

記帳形式		元年7月 ～2年6月 調査分	2年7月 ～3年6月 調査分	3年7月 ～4年6月 調査分	4年7月 ～5年6月 調査分	5年7月 ～6年6月 調査分
青色 申告	正規 簿記	7.3%	8.9%	8.9%	7.5%	8.4%
	簡易 簿記	25.7%	25.9%	29.8%	25.9%	27.0%
白色申告		81.5%	83.9%	83.5%	78.8%	77.4%

（参考）「記帳不備」

実地調査において、（A）記帳すべき事項が相当欠落している又は記帳が相当期間（おおむね3か月程度以上）遅滞している場合、（B）記帳が全くされていない場合、又は（C）帳簿等の提示がなく記帳状況が不明な場合と確認された事例を指す。

（出所）国税庁調

（出典：経済社会のデジタル化への対応と納税環境整備に関する専門家会合資料（2025年11月13日））

# 優良な電子帳簿のメリット

## (1) 優良な電子帳簿のインセンティブ

事後検証可能性の高い優良な電子帳簿については、過少申告加算税の軽減措置、75万円青色申告特別控除の要件とするなど、インセンティブ措置を設けて、他の電子帳簿と差別化が図られている。

## (2) 事業者の差別化

インセンティブ措置による差別化もあるが、優良な電子帳簿は経理誤りを是正しやすい環境を自ら整えていることから、税務調査においても税務コンプライアンスが高い事業者と認識され、調査事務量を縮減する一方で、税務リスクの高い事業者により多くの調査事務量を投下していくことも考えられる。また、融資等の際には金融機関に対しても信頼性の高い帳簿を備え付けていることをアピールすることができる。さらには、優良な電子帳簿で経営を行っている事業者として、取引先等を含めて信頼性の高い帳簿を備えていることにより社会的信用にも影響する可能性もある。

## (3) デジタル・トランスフォーメーションへの対応

デジタル・トランスフォーメーションという観点からは、優良な電子帳簿、電子申告、キャッシュレス納付とデジタル化に前向きに取り組み、経営状態の可視化による経営力の強化や、バックオフィスの生産性の向上、テレワークの促進等にも取り組んでいる事業者であることをアピールできることになる。

# 優良な電子帳簿 最低限の要件を満たす電子帳簿

# 電子帳簿の保存要件(自己が一貫して電子で作成) ※事前承認制が廃止され2種類の保存制度に構成!!

## 優良な電子帳簿

### 事前届出により加算税軽減

訂正・削除・追加履歴の確保	帳簿間の相互関連性確保	システムの開発関係書類等の備付け	見読可能装置の備付	検索機能の確保(取引年月日、金額、取引先に限定)
---------------	-------------	------------------	-----------	--------------------------

注；一定の国税関係帳簿（青色申告者、消費税事業者の備付ける帳簿)の保存を行う者については過少申告加算税を5%軽減する。

※令4.1.1以後に法定申告期限等が到来する国税から適用

## 最低限の要件を満たす電子帳簿

### 事前手続なし

システムの開発関係書類等の備付け	見読可能装置の備付	税務調査でダウンロードの求めに応じる
------------------	-----------	--------------------

注；正規の簿記の原則に従って記録されるものに限る。

※令4.1.1以後に備付け開始する帳簿、保存を行う書類から適用。

# 優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置

優良な電子帳簿について、**あらかじめその旨の届出書を提出した**一定の国税関係帳簿（個人・法人の青色申告者、消費税事業者の備付ける帳簿）の保存を行う者については、**過少申告加算税を5%軽減**することが新たに規定された（電帳法8④）。

「**最低限の要件を満たす電子帳簿**」として備付け及び保存に代えている国税関係帳簿（電帳法8④）

であって、

修正申告等の起因となる事項に係る**所得税、法人税及び消費税**に関する帳簿(電帳規5①)

のうち

**あらかじめ**、これらの帳簿に係る電磁的記録に記録された事項に関し修正申告等があった場合には電帳法8④の**適用を受ける旨の届出書を提出**している場合におけるその帳簿（電帳規①）

上記の帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存が、

国税の納税義務の適正な履行に資するものとして、①訂正・削除・追加履歴の確保、②帳簿間の相互関連性確保、③検索機能の確保の**保存要件を満たしている場合**で(電帳規5⑤一)

**課税期間の初日以後**（政令2）引き続き**要件を満たして保存が行われているもの**に修正申告等があった場合 ⇒ **過少申告加算税が5%軽減**

## 過少申告加算税の軽減措置の対象となる優良な電子帳簿の対象帳簿の範囲

軽減措置の適用を受けようとする税目(所得税・法人税・消費税)に係る帳簿を保存要件に従って保存する必要(所得税・法人税については一定のものを除く。)

**所得税** 所得税法上の青色申告者が保存しなければならないこととされる仕訳帳、総勘定元帳その他必要な帳簿(所規58①、63①)(青申控除は仕訳帳、総勘定元帳のみ)

**法人税** 法人税法上の青色申告法人が保存しなければならないこととされる仕訳帳、総勘定元帳その他必要な帳簿(法規54、59①)

**消費税** 消費税法上の事業者が保存しなければならないこととされる次の帳簿

- (イ) 課税仕入れの税額の控除に係る帳簿(消法30⑦⑧一)
- (ロ) 特定課税仕入れの税額の控除に係る帳簿(消法30⑦⑧二)
- (ハ) 課税貨物の引取りの税額の控除に係る帳簿(消法30⑦⑧三)
- (ニ) 売上対価の返還等に係る帳簿(消法38②)
- (ホ) 特定課税仕入れの対価の返還等に係る帳簿(消法38の2②)
- (ヘ) 資産の譲渡等又は課税仕入れ若しくは課税貨物の保税地域からの引取りに関する事項に係る帳簿(消法58)

(注) 課税貨物の保税地域からの引取りを行う事業者については、上記(ハ)及び(ヘ)(課税貨物の保税地域からの引取りに関する事項に係るものに限る。)が対象帳簿となる。また、資産の譲渡等又は課税仕入れを行う事業者は、それ以外の帳簿が対象となる。

## 優良な電子帳簿の対象となる「その他必要な帳簿」の範囲 (仕訳帳、総勘定元帳の他、下記の帳簿の保存要件に従った保存が必要)

記載事項	帳簿の具体例	所得税	法人税
① 売上げ（加工その他の役務の給付等売上げと同様の性質を有するものを含まず。）その他収入に関する事項	売上帳	○	○
② 仕入れその他経費※に関する事項	仕入帳 経費帳 賃金台帳※	○	○※
③ 売掛金（未収加工料その他売掛金と同様の性質を有するものを含まず。）に関する事項	売掛帳	○	○
④ 買掛金（未払加工料その他買掛金と同様の性質を有するものを含まず。）に関する事項	買掛帳	○	○
⑤ 手形（融通手形を除きます。）上の債権債務に関する事項	受取手形記入帳 支払手形記入帳	○	○
⑥ その他の債権債務に関する事項（当座預金を除きます。）	貸付帳 借入帳 未決済項目に係る帳簿	○	○
⑦ 有価証券（商品であるものを除きます。）に関する事項	有価証券受払い簿	/	○
⑧ 減価償却資産に関する事項	固定資産台帳	○	○
⑨ 繰延資産に関する事項	繰延資産台帳	○	○

※ 法人税については、「賃金、給料手当、法定福利費及び厚生費」を除く。

# 電子帳簿等保存制度の保存要件

自己がコンピュータを使用して作成する帳簿書類が対象

要件	改正前		現行		
	帳簿	書類	優良な電子帳簿	最低限の要件を満たす電子帳簿	書類
電磁的記録の訂正・削除・追加の事実及び内容を確認することができる電子計算機処理システムの使用	○		○		
帳簿間での記録事項の相互関連性の確保	○		○		
システムの開発関係書類等の備付け	○	○	○	○	○
見読可能装置の備付け等	○	○	○	○	○
検索機能の確保	○	○	○		
税務調査でダウンロード応じる				○	○
税務署長の承認	○	○			

注：1優良な電子帳簿について一定の国税関係帳簿（青色申告者、消費税事業者の備付ける帳簿）の保存を行う者で事前に届出を提出した者については過少申告加算税が5%軽減される。

2現行の検索機能は検索項目を取引年月日、金額、取引先に限定。税務調査でダウンロードの求めに応じる場合には範囲指定・項目組合せ機能を不要。

3最低限の要件を満たす電子帳簿は正規の簿記の原則に従って記録されるものに限る。

# 令和8年度税制改正 (企業グループ間の取引に係 る書類保存の特例の概要)

## 関連者間取引に係る書類の整理保存の特例

内国法人が関連者との間で関連者取引を行った場合に、その取引に関して、取引関連書類等にその取引に関する資産又は役務の提供の明細、その取引においてその内国法人が支払うこととなる対価の額の計算の明細等のその取引に係る対価の額を算定するために必要な事項の記載又は記録がないときは、その記載又は記録がない事項を明らかにする書類（電磁的記録を含む。）を取得し、又は作成し、かつ、これを保存しなければならないこととされた(法規59条の2、67条の2)。

内国法人がその関連者との間で関連者取引（販売費、一般管理費その他の費用の額の基となる取引に限られ、売上原価等を構成するものは対象外）を行った場合

において、

保存義務が課されている取引関係書類等に、①関連者が内国法人に対して行う工業所有権等の譲渡又は貸付け、②関連者が内国法人に対して行う一定の役務の提供ごとに一定の記載事項がない

ときは

一定の記載事項の記載がない「特定事項」を明らかにする「特定事項記載書類」を取得し、又は作成し、その特定事項記載書類を整理して、7年間納税地等に保存しなければならない。

上記の書類の保存が行われていない場合には

青色承認取消事由（書類の記録又は保存が財務省令に従って行われていない）となる。（法法127）

適用時期は、

令和8年4月1日以後に開始する事業年度に行う関連者取引から適用される（令和8年法規改正附則8）。

## 「関連者取引」と取得・作成・保存しなければならない「特定事項」①

関連者取引①	関連者が青色申告法人に対して行う次の資産（以下「工業所有権等」という。）の譲渡又は貸付け（工業所有権等に係る権利の設定等その関連者がその内国法人に工業所有権等を使用させる行為を含む。）
イ	工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式又はこれらに準ずるもの
ロ	著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む。）
ハ	プログラムの著作物

<b>特定事項</b>	
イロハ共通	その譲渡又は貸付けに係る工業所有権等の明細
	その譲渡又は貸付けに係る工業所有権等の当該青色申告法人において果たす機能
	その譲渡又は貸付けに係る対価の額の明細及び当該対価の額の設定の方法

# 「関連者取引」と取得・作成・保存しなければならない「特定事項」②

関連者取引②	関連者が青色申告法人に対して行う役務の提供のうち次のもの
イ	次のいずれかの事業活動で、その要する費用の全部又は一部をその役務の提供を受ける者（以下「役務被提供者」という。）が負担することを定めている契約又は協定に基づき行うもの
(イ)	その役務の提供をする者（以下「役務提供者」という。）が有する産業、商業又は学術に関する知識経験その他のその役務提供者が有する経営資源を活用して行われる研究開発、広告宣伝その他の事業活動
(ロ)	専用資産（専ら役務被提供者（役務被提供者に係る関連者を含む。）及び役務提供者の事業の用に供することを目的とする資産をいう。）をその役務被提供者に使用させる行為並びにその使用に係る専用資産の維持及び管理
ロ	役務提供者が役務被提供者に対して行う経営の管理又は指導、情報の提供その他の役務の提供でその役務提供者が有する産業、商業又は学術に関する知識経験に基づき行うもの（イに掲げるものを除く。）
ハ	イ及びロの役務の提供に類するもの

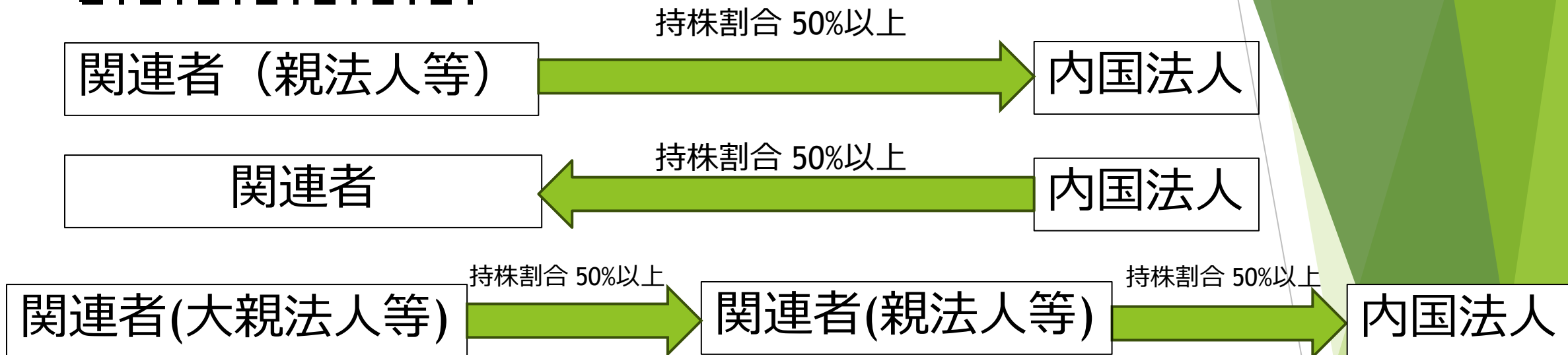
<b>特定事項</b>	
イ	その契約又は協定に基づいて行つた事業活動の内容及び契約又は協定に基づき青色申告法人が負担することとなる費用の額の計算の方法
ロハ共通	役務の提供の明細及び内容並びにその役務の提供に係る対価の額の明細及び計算の方法

※「関連者」は、内国法人との間に持株関係、実質的支配関係又はそれらが連鎖する関係の「特殊の関係」のあるものをいう。移転価格税制における国外関連者と同様の基準であるが、外国法人に限られない（法規59条の2③）。

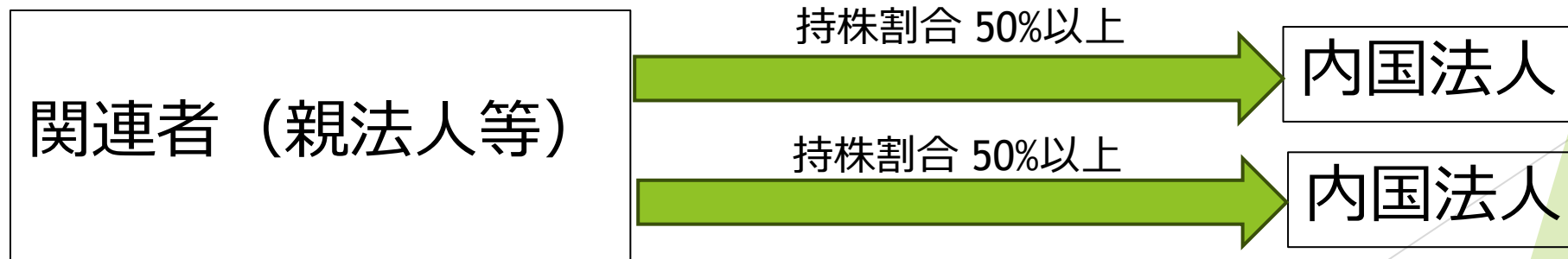
「関連者」とは、法人で内国法人との間に次の関係があるものをいう。

- 持株関係とは、(1)いわゆる「親子関係」として、二の法人のいずれか一方が他方の法人の発行済株式等の50%以上の株式等を直接又は間接に保有する関係をいい、また、(2)いわゆる「兄弟関係」として、二の法人が同一の者によってそれぞれその発行済株式等の50%以上の株式等を直接又は間接に保有される関係をいう。
- 実質的支配関係とは、例えば、他方の法人の役員の2分の1以上又は代表権を有する社員が、一方の法人の役員若しくは使用人を兼務している等の事実により、二の法人のいずれか一方の法人が他方の法人の事業の方針の全部又は一部につき実質的に決定できる関係をいう。
- 持株関係と実質的支配関係とが連鎖する関係とは、法人と内国法人との間が、持株関係又は実質的支配関係の一方又は双方で連鎖している関係をいう。

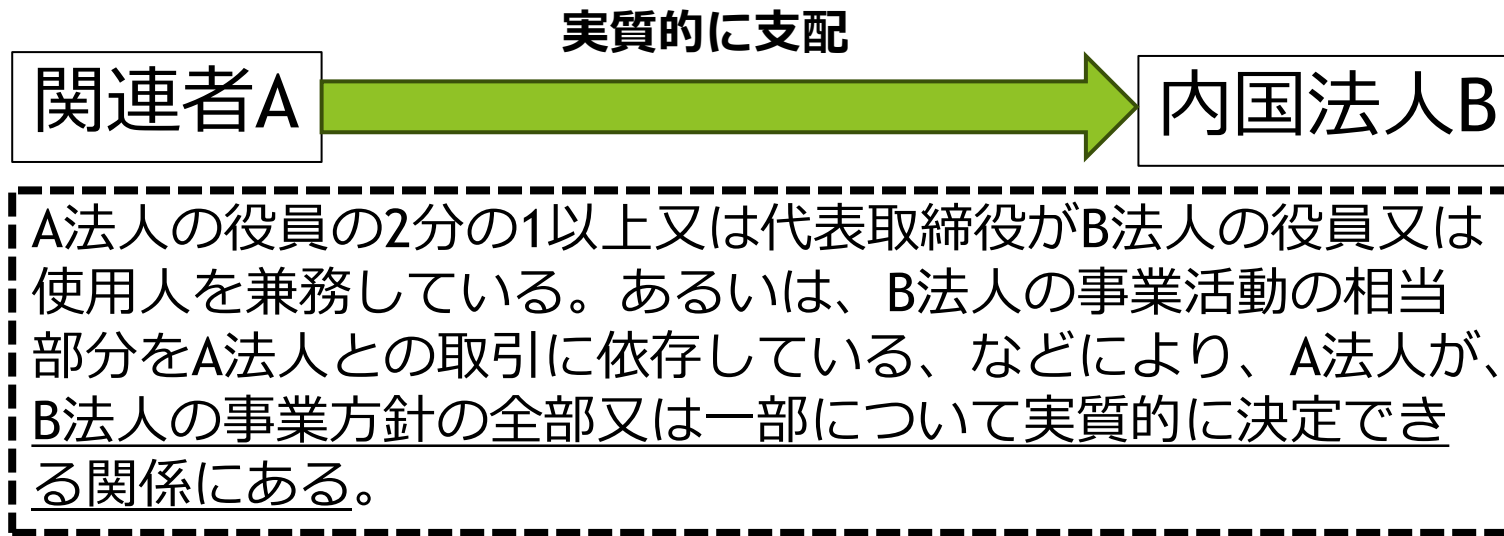
## 持株關係 (1) 親子關係



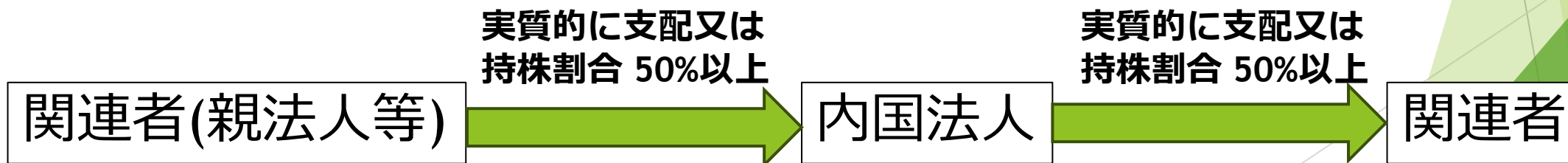
## 持株關係 (2) 兄弟關係



## 実質的支配関係



## 持株関係と実質的支配関係とが連鎖する関係



# 取引関係書類等と企業グループ間の取引に係る書類保存の特例との関係

取引関係書類等に関連者取引に関する資産又は役務の提供の明細、その取引においてその内国法人が支払うこととなる対価の額の計算の明細等のその取引に係る対価の額を算定するために必要な事項の記載・記録がなければ、

## 取引関係書類等

従来から保存義務が課されている書類

+

企業グループ間の取引に係る書類を関連者から取得又は自ら作成・保存が必要

# 企業グループ間の取引に係る書類保存の特例のイメージ

販管費等の費用の額の基因となるものに限定  
内国法人が関連者の製品を購入する等の売上原価の基因となるものは除外

関連者取引（①特許権等の譲渡・貸付け、②経営管理等の役務の提供）

関連者

内国法人

対価

内国法人・外国法人  
問わない。

法人税法の規定により  
保存義務が課されて  
いる取引関係書類

関連者取引の対価の額の算定根拠の資料の保存がない場合には、関連者から取寄せあるいは作成して、保存しておかなければならない。  
⇒保存がなければ青色申告の取消事由に該当

適用時期:令和8年4月1日施行

## 電子取引により関連者等から特定事項を取得した場合

関連者間取引に係る書類の整理保存の特例により保存する特定事項記載書類に記載すべき特定事項を電子取引により関連者等から取得したときは、電子帳簿保存法第7条の規定により、その保存要件に従って保存しなければならない。したがって、法規59条の2①、67条の2①の規定は適用されない（法規59の2②、67条の2②）。

# 特定事項記載書類の電子による保存方法

①作成した特定事項記載書類の電子保存  
内国法人が作成した特定事項記載書類は、国税関係書類の電子保存を行うことも可能である（電帳法4②）。

②特定事項記載書類のスキャナ保存  
取得又は作成した特定事項記載書類は、スキャナにより電子化して保存することも可能である（電帳法4③）。

このように、「関連者間取引に係る書類の整理保存の特例」により特定事項記載書類を電子で保存することになる場合には、電子帳簿保存法による保存方法によらなければならないことに留意する必要がある。

## 改正の背景

- 法人税法では、法人は、帳簿とともに取引に関して相手方受け取った注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類及び自己の作成したこれらの書類でその写しのあるものはその写しを保存しなければならないこととされている。
- 税務調査では、相手方の協力の下、相手方が保存している書類の提示・提出を受けている。
- 企業グループ内の法人間で行われる取引（シェアードコスト取引など）については、恣意的な支払額の調整が行われやすく、また、その取引内容や支払額の根拠の詳細を確認できる資料の全部又は一部の受領・作成が行われていない場合には、保存書類によりその法人の経費の支払額が適正なものであるか十分に確認することができないことから、正確な実態確認ができない事例が把握されている。
- 調査対象法人が負担する必要のない多額の費用を支払い、当該法人の所得が企業グループ内法人に流出していることが疑われる事案が発生している。
- ※シェアードコスト取引とは、企業グループ内で発生する共通の業務（研究開発、広告宣伝、システムの維持管理等）を企業グループ内の特定の法人に集約し、その業務により発生した費用について、企業グループ内の他の法人に対して利用料等の一定の基準により請求するという取引のことをいう。

## 帳簿

- 青色申告法人は、全ての取引を借方・貸方に仕訳する仕訳帳、全ての取引を勘定科目の種類別に分類して整理計算する総勘定元帳その他必要な帳簿を備えて、別表22に定める記載事項ごとに帳簿を備え付けて記録・保存しなければならない。

## 取引関係書類

- 青色申告法人は、取引に関して、相手方から受け取った注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類及び自己の作成したこれらの書類でその写しのあるものはその写しを整理し、保存しなければならない。
- しかしながら、規定上、書類の例示が掲げられているのみで、それらの書類に記載されているべき内容まで規定されているわけではない。したがって、求めるべき記載がなかったとしても、帳簿書類の保存義務に違反しているということにはならない。
- 事実関係を立証するのに必要な証拠書類が存在しないということは、税務当局が立証責任を負う場面においては、実態確認ができず、課税処分をあきらめざるを得ないという状況に陥るということになる。

# 令和7年度税制改正 (デジタルシームレス化対応)

## 請求書等を帳簿に自動連携する仕組みに対応した制度が新設されました ～令和7年度税制改正による電子帳簿等保存制度の見直しの概要～

### 取引から会計・税務までのデジタル化（デジタルシームレス）の普及に向けて

税務手続のデジタル化と併せて、経済取引や業務もデジタル化することにより、事業者の方が日頃行う事務処理の一貫したデジタル処理が可能となり、事業者の方の生産性の向上や経営の高度化が期待されます。それらの事務の中でも、

- (1)請求や決済のやり取りがデジタルデータで行われ、
  - (2)当該データが変更等されず保存されるとともに、
  - (3)仕訳もデータ連携により記録され、
  - (4)そのデータが税務申告・納税まで連携されるような場合、
- 人手による入力作業を介さないため、事業者の事務負担の軽減や税務コンプライアンスの向上等を図ることが期待できます。

## 令和7年度税制改正の概要

令和7年度税制改正においては、このうち請求書等のデジタルデータ（電子取引データ）を自動で保存し、帳簿に自動連携する仕組みに対応した制度が、電子帳簿保存法に新設され、それらの電子取引データを一定の要件（下記「送受信・保存の要件（ルール）」参照）を満たして送受信・保存を行う場合、その電子取引データに関連する隠蔽・仮装行為については、重加算税の10%加重の適用対象（※1）から除外すると共に、青色申告特別控除65万円を適用することができることとされています。（※2）

（※1）電子取引データは、紙の書類等を保存する場合に比べ、複製・改ざん行為が容易で、その痕跡が残りにくいという特性があることから、電子取引データに関連する隠蔽・仮装行為については、重加算税を10%加重することとされています。

（※2）重加算税の10%加重の適用除外は、令和9年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について、青色申告特別控除は令和9年分以後の所得税について適用されます。

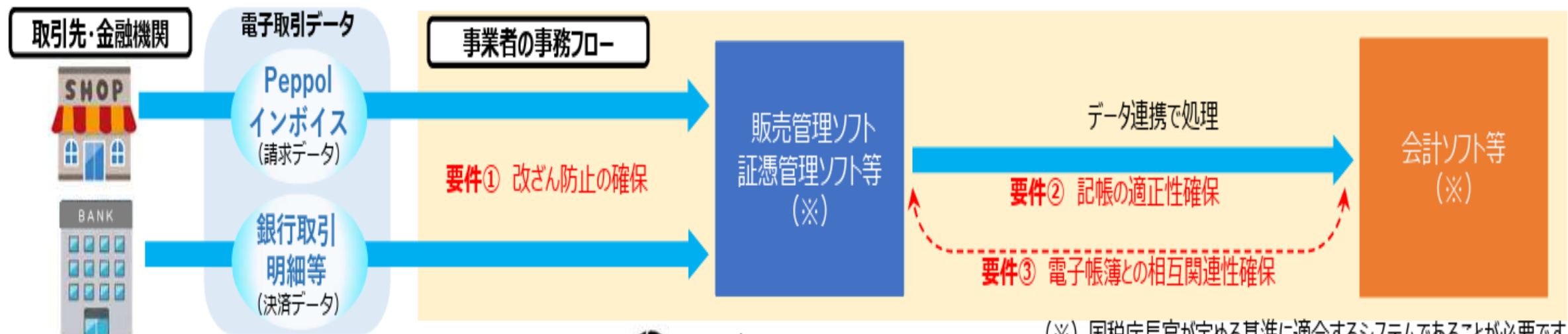
上記の税制上の措置を受けるためには、国税庁長官が定める基準に適合するシステム（※3）を使用した上で、電子取引データを新設された一定の要件を満たして送受信・保存を行い、確認できるようにしておく必要があります。また、あらかじめ届出書の提出が必要です。

（※3）国税庁長官が定める基準に適合するシステムとは、①デジタル庁が管理する仕様に従って送受信されたデジタルインボイス（「Invoice JP PINT」又は「JP Self-Billing」）又は、②預貯金口座における決済データのいずれかの電子取引データについて、上記の新設された要件に従って保存できる機能を有するシステムのことをいいます。

# 送受信・保存の要件（ルール）

	新設する送受信・保存の要件
I 電子取引データの改ざん防止要件	① データの送受信と保存を、訂正削除履歴が残るシステムやそもそも訂正削除ができないシステムで行う。【改ざん防止の確保】
II 適正記帳のための要件	② 電子取引データの金額を訂正削除を行った上で電子帳簿に記録することができないこと（又は訂正削除の事実を確認できるようにしておくこと）【記帳の適正性確保】 ③ 電子取引データと電子帳簿との関連性を相互に確認することができるようにしておくこと【電子帳簿との相互関連性確保】

## 新設された制度に対応した販売管理・会計ソフト等のイメージ



(※) 国税庁長官が定める基準に適合するシステムであることが必要です。 39

## 所得税の青色申告特別控除65万円の適用要件

区分	55万円の青色申告特別控除の適用要件
所得の種類	(a)不動産所得または事業所得を生ずべき事業を営んでいること
記帳状況	(b)正規の簿記の原則により記帳していること
申告書等の提出状況	(c)貸借対照表及び損益計算書を確定申告書に添付して確定申告期限内に提出していること

+

区分	65万円の青色申告特別控除の適用を受けるための追加要件
優良な電子帳簿の利用	①その年分の事業に係る仕訳帳および総勘定元帳について、「優良な電子帳簿」の保存要件を満たして備付け及び保存を行っていること
電子申告による提出	②確定申告書、貸借対照表および損益計算書等の提出を、確定申告書の提出期限までにe-Taxを使用して行っていること

OR

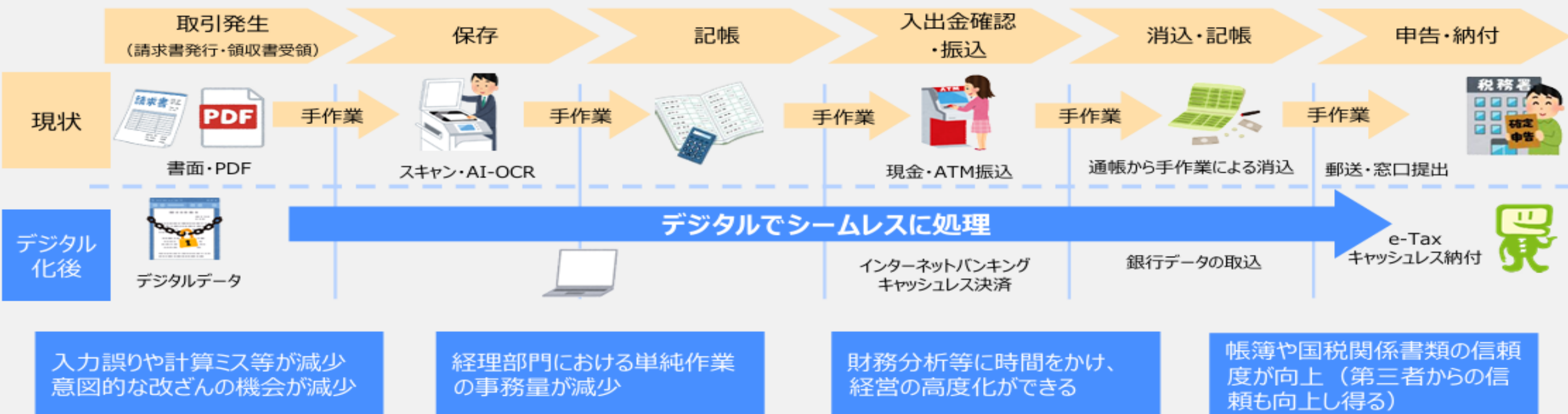
区分	新たな青色申告特別控除65万円の適用要件(令和9年1月1日から)
デジタルデータのシームレス処理	①「特定電子計算機処理システム」を使用していること ②電子取引の取引情報に係る電子データのうちその保存が電子取引のデータ保存制度の重加算税の加重措置の適用除外要件を満たすことができる者（一定の電子帳簿を保存している者に限る。） ③あらかじめ届出書を提出していること

# デジタルシームレスによる効果

- 事業者における取引や税務関連情報のデジタル化により事業者、税務行政等に与える効果については以下のとおり。
- また、事業者や税務当局のみでなく税理士、支援機関、金融機関などが連携してデジタル化を進めていくことで、社会全体として効率化が進んでいくのではないかと。

(出所:R6.11.13税制調査会「経済社会のデジタル化への対応と納税環境整備に関する専門家会合」)

## 事業者に対して見込まれる効果



## 税務行政に対して見込まれる効果

意図しない誤りを減らすだけでなく、意図的な原始資料の改ざんによる売上除外や架空経費などの不正リスクの低下

より悪質な納税者への税務調査に行政リソースを投入することができる。

## その他

支援機関や税理士においても、単純チェックの作業が減少し、付加価値の高いサービスに集中でき得る。

# デジタル社会にふさわしい仕組みとしてのデジタルシームレスの構築に向けて

- 現状、データ連携が可能なソフトは限定的。また、相手方の都合もあり、取引に係るやり取りは書面やPDF等が主流。
- 他方、将来の目指すべき姿は、統一規格のデータや個々のソフト間のAPI連携等が普及し、多くの事業者がデータ連携を行うようになることである。
- そのような将来像に向けて、税制において現状の制約を前提としつつも望ましいデジタル化の姿を明確にすることで、税務当局をはじめ関係機関・団体が連携して取り組んでいくことが考えられる。その上で、ソフトの発展や事業者への普及状況等をみつつ、必要な検討を継続していくことが考えられる。

## 現状と短期的な検討

### 【ソフト等の状況】

データ連携が可能なソフトは存在するが限定的  
※特に異なるベンダーのソフト間

### 【事業者の状況】

書面・PDF等でのやり取りが主流  
データ連携が可能なデジタルデータでのやり取りは少数

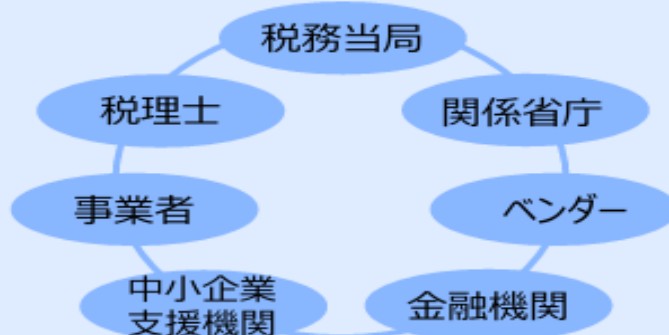


### 【税制を検討する場合の視点】

限定的な相手とではあっても、データ連携することに重点を置いて検討

## 中期的な取組・検討

税制上望ましいデジタル化の姿を明確化した上で、税務当局をはじめ関係機関・団体が連携して、デジタルシームレス普及に向けた取組



例えば次のような効果等を確認していく

- ・事業者の事務効率化等
- ・税理士・支援機関による相談対応や支援の高度化
- ・税務コンプライアンスの向上効果
- ・望ましいデータの規格や連携方法

### 【中期的な検討】

新たな技術やソフトの発展、事業者への普及状況等をみつつ、幅広い相手とのデータ連携に向けて必要な検討

## 将来像

### 【ソフト等の状況】

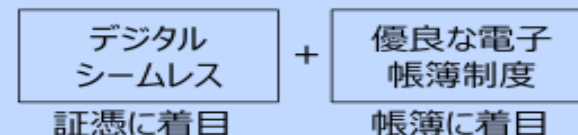
データ連携が可能なソフトが一般的となる

### 【事業者の状況】

データ連携が可能なデジタルデータでのやり取りが主流となる



### 【デジタルシームレスと優良な電子帳簿制度】



いずれも会計ソフト等が重要である点は共通であり、双方を満たすことが理想的

# スキャナ保存・ 電子取引データ保存

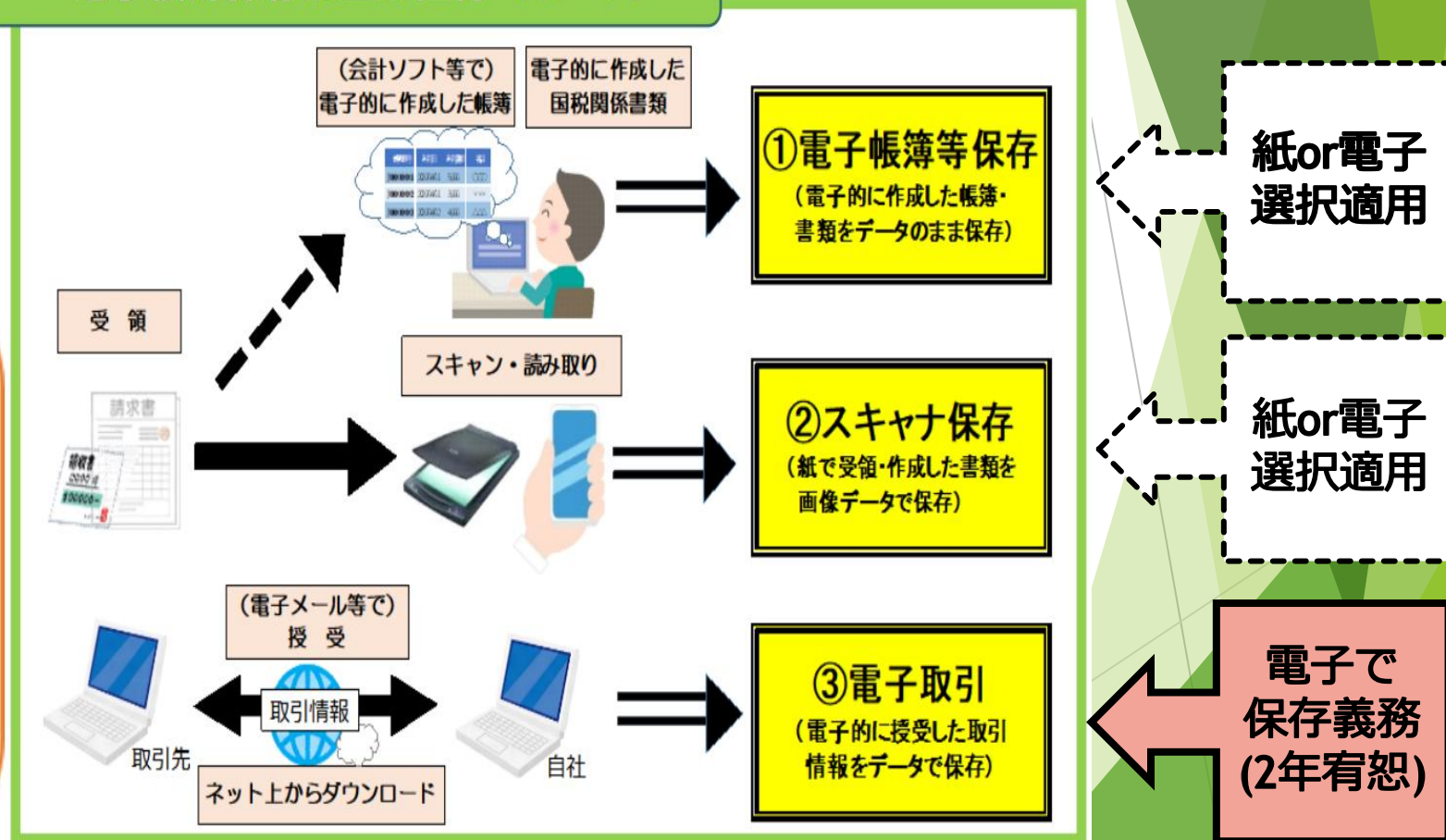
# 電子帳簿保存法の体系

## 導入

Q: そもそも電子帳簿保存法とは、  
どのようなものですか？

A: 各税法で原則紙での保存が義務づけられている帳簿書類について一定の要件を満たした上で電磁的記録（電子データ）による保存を可能とすること及び電子的に授受した取引情報の保存義務等を定めた法律です。  
電子帳簿保存法上、電磁的記録による保存は、大きく右の3種類に区分されています。

## ～ 電子帳簿保存法上の区分（イメージ）～




(出典：国税庁パンフレットを基に作成)

# スキャナ保存の要件の考え方

- スキャナ保存は、電磁的記録の保存をもって書類での保存に代えることができることから、スキャナ保存後は紙原本を破棄することができる
- スキャナで読み取る前の紙段階で改ざんされた場合には、紙質、筆圧等の情報が消失し、不正把握の重要な端緒が消失してしまい、改ざんの発見が困難になる
- したがって、まず入口として税額算出のために最も基本的書類である帳簿や決算関係書類を対象から外し、対象書類を重要書類と一般書類に区分し、入力期限の制限等の真実性の確保のための要件や見読可能性装置の備付等の可視性の確保のための要件に軽重を付けて保存要件を課している
- 法的証拠能力が紙文書に比べると劣る電子化文書について、これらの要件を確実に実行することにより、紙と同等の真正性が確保される
- 適正公平な課税を確保するため、真実性・可視性を確保できる要件の下、スキャナ保存制度が認められている
- 紙取引と電子取引が混在する中、スキャナ保存により電子での一元管理が可能となり、経理の電子化が進められる

## 青色申告法人の帳簿書類の保存期間（法人税法施行規則59①②）

	保存が必要なもの	保存期間
帳簿	総勘定元帳、仕訳帳、現金出納帳、売掛金元帳、買掛金元帳、固定資産台帳、売上帳、仕入帳など	起算日から7年間
決算関係書類	棚卸表、貸借対照表及び損益計算書並びに決算に関して作成されたその他の書類	
書類	<p style="text-align: center;"><b>スキャナ保存の対象書類</b></p> <p style="text-align: center;"></p> <p>取引に関して、相手方から受け取った注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類及び自己の作成したこれらの書類でその写しのあるものはその写し</p>	

# スキャナ保存制度の保存要件の見直し

要件	重要書類	一般書類	R5改正
入力期間の制限(書類の受領等後又は業務の処理に係る通常の間を経過した後、速やかに入力)	○		
<b>一定水準以上の解像度及びカラー画像による読み取り(一般書類はグレースケール可)</b>	○	○	
タイムスタンプの付与	○	○	
<b>読み取った解像度等及び大きさ情報の保存(一般書類は大きさ情報不要)</b>	○	○	<b>不要</b>
バージョン管理(訂正又は削除の事実及び内容の確認)	○	○	
入力者等情報の確認	○	○	<b>不要</b>
スキャン文書と帳簿との相互関連性の保持	○	○	一般書類は不要
見読可能装置の備付け(一般書類はグレースケール可)	○	○	
システムの開発関係書類等の備付け	○	○	
検索機能の確保	○	○	

(注1) 重要書類とは、資金や物の移動に直結・連動する書類で、契約書、領収書、納品書、請求書など

一般書類とは、重要書類以外の書類で見積書、注文書、検収書など

(注2) 上記の改正は、令和6年1月1日以後に保存が行われる国税関係書類に適用される。

# 電子取引に係るデータ保存制度

申告所得税・法人税の保存義務者が電子取引を行った場合、その取引情報に係る電磁的記録を一定の要件により電子で保存しなければならない。

- 所得税（源泉徴収に係る所得税を除く。）及び法人税に係る保存義務者は、電子取引を行った場合には、財務省令で定めるところにより、当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存しなければならない（電帳法7条）。
- 保存義務者 国税に関する法律の規定により国税関係帳簿書類の保存をしなければならないこととされている者をいう（電帳法2条四号）。
- 国税に関する法律とは、国税通則法のほか、所得税法、法人税法、消費税法、酒税法などの課税実体法やその特例である租税特別措置法等の様々な法律が含まれる（国税通則法精解より）。

令和4年1月1日以後に行う電子取引の取引情報から、書面等に出力して保存することができなくなり、電子データによる保存が義務化。

申告所得税・法人税の保存義務者が電子取引を行った場合、その取引情報に係る電子データを一定の要件により電子で保存しなければならない

項目	定義	内容・考え方
電子取引	取引情報の授受を電磁的方式により行う取引(電帳法25)	取引情報が電磁的記録の授受によって行われる取引は通信手段を問わず全て該当(電帳通2-2) 【具体例】 (1) いわゆるEDI取引 (2) インターネット等による取引 (3) 電子メールにより取引情報を授受する取引（添付ファイルによる場合を含みます。） (4) インターネット上にサイトを設け、当該サイトを通じて取引情報を授受する取引
取引情報	取引に関して受領し、又は交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類に通常記載される事項(電帳法25)	<u>紙で授受した書類と同様の内容の情報を電子で授受した場合には、その電子データを保存しなければならないとされているもの。</u> 例えば法人税法における青色申告法人の書類の保存義務規定では、「取引に関して、相手方から受け取った注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類及び自己の作成したこれらの書類でその写しのあるものはその写し」を保存しなければならないこととされている(法人税法施行規則59①三)。

## 紙と電子取引データで保存義務の範囲は変わるのか？

令和6年1月施行前後で、電子取引データの保存範囲は変わりません。

また、法人税法及び所得税法において、「取引に関して相手方から受け取った注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類及び自己の作成したこれらの書類でその写しのあるものはその写し」を保存することとされており、電子帳簿保存法における電子取引データの保存範囲もこれらの書類を紙で保存する場合の保存範囲と変わりありません。

従業員を雇用する際に交付等する「労働条件通知書」や「雇用契約書」には、通常、契約期間、賃金、支払方法等に関する事項が記載されており、これを電子で授受した場合も保存範囲となります。

## 保存すべき取引情報の保存に当たっての留意点

留意事項	注意点
<p>整然とした形式及び明瞭な状態で出力する必要。</p>	<p>受信・送信情報とも暗号化されたものでないものを保存。ただし、暗号化前の状態で速やかに確認することができる場合は暗号化後のデータの保存も可能。</p>
<p>取引情報の授受の過程で発生する訂正又は加除の情報を個々に保存する必要はあるか。</p>	<p>確定情報のみを保存することとしている場合を容認</p>
<p>取引情報に係る電磁的記録とは。</p>	<p>あらかじめ授受されている単価等のマスター情報を含んで出力される必要。</p>
<p>見積りから決済までの取引情報の保存方法</p>	<p>取引先、商品単位で一連のものに組み替える、又はそれらの取引情報の重複を排除するなど、合理的な方法により編集（取引情報の内容を変更することを除く。）をしたものを保存することを容認</p>

(出所：電帳通7-1より作成)

## 電子取引に係るデータ保存制度の保存要件 (申告所得税・法人税の保存義務者が電子取引を行った場合)

要 件	
可視性の 原則	電子計算機処理システムの概要を記載した書類の備付け（自社開発のプログラムを使用する場合に限る。）
	見読可能装置の備付け等
	<p>検索機能の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検索項目の取引年月日、取引金額、取引先について検索できること。</li> <li>・ 範囲指定、項目組合せにより検索できること(税務調査でダウンロードの求めに応じる場合は不要)。</li> </ul> <p>◎ 税務調査においてダウンロードの求めに応じる次に掲げる者にはすべての検索要件を不要。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前々事業年度等の売上高5千万円（令和5年までは1千万円）以下の者</li> </ul> <p>又は</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ データを出力した書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力され、取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理されたものに限る。）の提示・提出の求めに応じることができるようにしている者(令和6年以降)</li> </ul>
真実性の 原則	<p>次のいずれかの措置を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① タイムスタンプが付された後の授受</li> <li>② 授受後2月以内にタイムスタンプを付す</li> <li>③ データの訂正削除を行った場合にその記録が残るシステム又は訂正削除ができないシステムを利用</li> <li>④ 訂正削除の防止に関する事務処理規程の備付け</li> </ol>
新たな猶 予措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 税務署長が相当の理由があると認める場合(手続不要)で、かつ、</li> <li>・ 税務調査等の際に①データを出力した書面(整然とした形式及び明瞭な状態で出力されたものに限る。)を提示・提出できるようにしている、かつ、②ダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、上記の保存要件にかかわらず、電子取引データを単に保存しておくことができる(令和6年以降)。</li> </ul> <p>【令和5年末までの宥恕措置は適用期限到来をもって廃止。】</p>

## ダウンロードの求めに応じる方法

「国税に関する法律の規定による……電磁的記録の提示又は提出の求めに応じること」とは、税務職員からのダウンロード（電磁的記録を複製した写しの提出）の求めがあった場合に、そのダウンロードの求めに応じられる状態で電磁的記録の保存等を行い、かつ、実際にそのダウンロードの求めがあった場合には、その求めに応じることをいう。

「その求めに応じること」とは、税務職員の求めの全てに応じた場合をいい、一部でも応じない場合は要件に従って保存等が行われていないことになる。

また、ダウンロードの求めの対象は、備付け及び保存が行われている国税関係帳簿等が対象となり、その電磁的記録の提出については、税務職員の求めた状態で提出される必要がある。

(電帳通7-9(4-14))。

問 ダウンロードの求めに応じるとは、電磁的記録を出力した書面の提示等やディスプレイの画面を提示でもよいのか。

答 ダウンロードの求めに関する要件は、保存義務者において検索機能の確保の要件等に対応することが困難な場合であっても、保存すべき電磁的記録を複製した写しとしての電磁的記録が税務当局に提出されれば、税務当局の設備等を用いて検索等を行うことができることを踏まえて設けられたもの。

そのため、このダウンロードの求めは、あくまで電磁的記録を複製した写しとしての電磁的記録の提出を求めるものであり、保存している電磁的記録を出力した書面を提示又は提出したり、電磁的記録を出力したディスプレイの画面を提示したりしたとしても、ここでいうダウンロードの求めに応じたこととはならない。

(出所: 国税庁電帳法取扱通達解説 (趣旨説明) 7-9 (4-14) より作成)

## 論壇

## デジタル化後の帳簿書類の提示・提出要求

## 1 はじめに

近年、税務行政のDX化が積極的に推進され、課税・徴収の効率化・高度化等や事業者のデジタル化の推進が強く進められている。国税庁のデータ活用推進計画でも、令和8年秋の新たな基幹システムであるKSK2の導入に向けて、データ活用の実装を基本コンセプトとしたデータ活用の推進が取り組まれている。国税庁では、様々なデータの中から必要な情報を抽出・加工・分析し、データ間の整合性・関連性・傾向等を把握することにより、

申告漏れの可能性が高い納税者等を判定する予測モデルの構築に取り組んでおり、構築した予測モデルと国税組織が保有する様々な資料情報等を組み合わせ、課税事務の効率化・高度化に努めている。

本稿では、このように税務行政においてデータ活用が急速に進む中、税務調査の場面に於いて、帳簿書類その他の物件のダウンロードの求めがなされた場合の論点を整理して、今後の求められるべき対応を提示したい。

## 2 質問検査権の権限

すべての納税義務者の申告義務の履行を確保し、適正公平な課税を確保するため、当該職員には質問検査権の権限が与えられている。

質問検査権の規定では、当該職員は、所得税、法人税等に関する調査について必要があるときは、納税義務者等に対し質問し、帳簿書類(電磁的記録を含む)その他の物件を検査し、又は当該物件(その写しを含む)の提示若しくは提出を求めることができることとされている(国税通則法(以下「通法」といふ。74条の2第1項)。

## 3 「帳簿書類その他の物件」の調査とは

税務調査の対象となる「帳簿書類その他の物件」には、各税法で備付け、保存義務が課されている帳簿や取引関係書類はもちろ

ん、会社法や商法などのその他の法令において保存義務が課されている帳簿書類が対象となる。また、個人的に記録・保

存している帳簿書類やメモ、メール等のその他の物件で、税務上の処分を行う上で必要となる事実認定と判断を行うために必要なものも、個人に対する反面調査との位置づけで対象となる。

## 4 「調査について必要があるとき」の射程

この必要があるときについては、客観的に必要性があることが要すると解され、その範囲は、権限ある税務職員の合理的な選択に委ねられており、質問検査の必要と相手方の私的利益との衡量において社会通念上相当な限度内という制限を課して、客観的にその範囲が画定されているものとされている。

したがって、調査官が求めれば制限なく質問検査権を行使できるものではなく、客観的に必要性を有する求めにその範囲が画定されることとなる。

また、国税庁において税務行政を遂行する上での基本原則を税務職員に示した「税務運営方針」(昭和51年4月1日)でも、「調査内容を納税者が納得するよう説明し、これを契機に納税者が税務知識を深め、更に進んで将来にわたり適正な申告と納税を続けるよう指導していくこと」に努めなければならない。」とされており、国税庁の「税

したがって、その範囲は広く、必要であれば、あらゆるものが求められることとし、適正公平な課税を確保することとしている。

税調査手続に関するFAQ(一般納税者向け)「問7でも、私物の提示・提出を求める場合について、「調査担当者は、その帳簿書類等の提示・提出が必要とされる趣旨を説明し、ご理解を得られるよう努めることとしていますので、調査へのご協力をお願いします。」と示されている。

したがって、あらゆる電子データの全件提出を求められた場合、理由もなく帳簿書類その他の物件に該当するものだから提示・提出を求められるものではなく、求められた帳簿書類その他の物件をなぜ提示等する必要があるのかの説明を求めた上で、提供に応じることがなろう。ただし、納税者の申告義務の履行状況は区々であり、悪質な納税者等も事実上存在することから、その判断はケースバイケースとなるであろう。



松崎 啓介  
【京橋】

## 5 電子データによる提供を求められた場合

会社のシステムやパソコン内にあるメールやデータの提供を求められた場合、その電子データが税法上の保存義務が課されているものか否かによって対応が異なると考えられる。

(1) メール等の電子データ  
メール等の場合、電子帳簿保存法上の取引情報に当たるものか否かによって保存義務が課されるか否かが異なってくる。

基本的には、法人税法等において、「取引に関して相手方から受け取った注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類及び自己の作成したこれらの書類でその写しのあるものはその写し」を保存することとされており、電子帳簿保存法における電子取引データの保存範囲もこれらの書類を紙で保存する場合の保存範囲と変わりないとされている<sup>4</sup>。保存義務が課されている電子取引データや電子帳簿については、保存要件に従った保存を行っていない場合には青色申告取消事由となる。電子取引データの保存要件については、ダウンロードの求めに応じることがは保存要件とされていないが、検索要件を不要又は緩和する保存要件とする場合

には、ダウンロードの求めに応じることが保存要件となり、求められれば応ずる必要がある。

保存義務が課されていない上記以外の電子データについては、任意に保存しているものであり、事務所外に提出する必要があるものかどうか確認の上、納税者が提出を了解したならば（了解しなければ提出義務はない）求めに応じることがなろう。

### (2) 帳簿データ

帳簿をシステムで作成しており、電子帳簿保存法上の電子帳簿として保存している場合には、税法により保存義務が課されているのは、そのシステム上の帳簿ということになり、その電子帳簿が原本となることから、求められれば提示又は提供に応じる必要がある。

優良な電子帳簿の場合、ダウンロードの求めに応じることが保存要件とはされていないが、検索要件について一部緩和した要件（範囲指定、項目組合せの検索要件不要とするためには、ダウンロードの求めに応じることが保存要件となる。

最低限の要件を満たす電子帳簿については、ダウンロードの求めに応じることが保存要件とされており、

求めに応じなければ保存要件を満たさないこととなる。提供されたデータは、税務当局において必要なデータの検索や訂正・削除・追加の有無等を確認することが可能となり、税務調査の適正性・効率性を一定程度確保することとされている<sup>5</sup>。

一方で、システムで帳簿の作成を行うものの、電子ではなく紙の帳簿で保存義務を履行しているということであれば、保存義務が課されているのはあくまでも紙の帳簿であり、税務調査時に提示等を行うのは紙の帳簿ということになる。こ

## 6 今後求められるべき対応

税務行政のDX化の進展とともに、税務調査の際に帳簿書類等の電子データのダウンロードを求められることが更に多くなるであろう。

帳簿書類等の提示・提出を依頼する場合には、その必要とされる趣旨を説明し、納税者の理解と協力の下、その承諾を得て行うこととされており、その帳簿書類等を書面に出力して提出する場合であっても、調査担当者が持参したUSBメモリ等の電磁的記録媒体へのコピー又はe-Taxやオンラインストレージサービスを利用して提出を求める場合があるとされている<sup>6</sup>。

税法上保存義務が課されているものであれば基本的

の場合、保存義務を履行するためには、帳簿を書面に出力して保存しておく必要がある。

したがって、任意で保存しているシステム内の帳簿についてはダウンロードを求めることは、あくまで調査官の協力要請として行われるものである。

会社の方針として、セキュリティ等の観点からデータの外部への持ち出しについては認めていない等を理由として、電子データのダウンロードを断ることは、現時点の法律関係を考察すれば可能と考えられる。

にはダウンロードの求めに応じることになるが、任意に保存しているものであれば、税務当局からの協力要請の下、課税標準や税額の確定を行う上で必要となる事実認定と判断を行うために必要なものか否か確認して提供するという判断になろう。

また、調査手続の透明性を図る観点から法令上明確化された提出物件の留置き（通法74条の7）と同様に、ダウンロードする物件の名称又は種類及び数量、提出年月日等並びにデータの管理方法や調査終了後確実に消去する旨を記載した文書等を納税者に交付することを、法令上等に明確化する必要がある<sup>7</sup>。

- 1 「国税庁レポート2002-5」
- 2 令和7年改訂「国税通則法精解」99-1頁
- 3 昭和58年7月14日最高裁判所判決
- 4 国税庁「電子帳簿保存法 一問一答」電子取引関

- 5 国税庁「電子帳簿保存法 一問一答」電子計算機を使用して作成する帳簿書類関係」一問22
- 6 国税庁「税務調査手続に関するFAQ」一般納税者向け「一問3、5

## 令和6年以降の電子取引データ保存の保存方法（その1）

### 検索機能の確保の要件の見直し

#### 税務調査において電子データのダウンロードの求めに応じる場合

- ◆ 前々事業年度等の売上高5千万円（改正前1千万円）以下の者
- or
- ◆ データを出力した書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力され、取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理されたものに限る。）の提示・提出の求めに応じることができるようにしている者

ダウンロードに  
応じて、売上  
千万円以下

ダウンロード  
に応じて、書  
面に出カ

#### ③ 検索要件以外の保存要件により電子データを保存(検索要件全て不要)

# 令和6年以降の電子取引データ保存の保存方法（その2）

## 新たな猶予措置(恒久措置)の創設

### ① 原則：保存要件にしたがって電子データを保存

⇒システム対応等の相当の理由により保存要件にしたがった保存を行うことができなかった事業者については新たな猶予措置が適用可

#### 新たな猶予措置の適用要件

- ・ 税務署長が相当の理由があると認める場合（手続不要）
- ・ 税務調査等の際に①データを出力した書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力されたものに限る。）を提示・提出できるようにしている、かつ、②データのダウンロードの求めに応じることができるようにしている。

手続不要で猶予措置を適用

### ② 保存要件にかかわらず電子データを保存

（注）令和5年末までの宥恕措置は適用期限到来をもって廃止。



## 「相当の理由」の意義

- 「相当の理由」は、この規定が電子取引の取引情報に係る電子データの保存要件への対応が困難な事業者の実情に配慮して設けられたものであることから、例えば、その電磁的記録そのものの保存は可能であるものの、保存要件に従って保存するためのシステム等や社内のワークフローの整備が間に合わない等といった、自己の責めに帰さないとは言い難いような事情も含め、要件に従って電磁的記録の保存を行うことが困難な事情がある場合を対象とするもの。
- 資金的な事情を含めた事業者の経営判断についても考慮がなされることとなる。
- ただし、システム等や社内でのワークフローの整備が整っており、電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存要件に従って保存できる場合や資金繰りや人手不足等のような理由ではなく、単に経営者の信条のみに基づく理由である場合等、何ら理由なく保存要件に従って電磁的記録を保存していない場合には、この猶予措置の適用はない（出所：国税庁電帳法取扱通達解説（趣旨説明）7-12より作成）。
- 電子取引のデータそのものの保存は可能であるものの、検索機能の確保の要件を満たすための準備が間に合わない場合についても適用がある（出所：国税庁電

法人・個人事業者の皆様へ



## 電子取引データを適切に保存できていますか？



国税庁担当者

メールで受領した請求書の電子データを保存するようにしていますが、法令の要件にきちんと対応できているか不安で…

ご安心ください。電子帳簿保存法に則った電子取引データの保存方法を確認していきましょう！



経理担当者

### そもそも こういった電子取引データを保存する必要があるの??

取引に関して、書面でやりとりしていた場合に保存が必要な書類 **(注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書など)** に相当する**電子取引データを受領又は交付**した場合、その電子取引データの**電子保存が義務付けられています。**



なるほど！**保存が必要になるのは請求書だけではない**んですね！

そのとおりです。次は電子取引データ保存のルールを見ていきましょう。



# 原則的な電子取引データ保存のルールは3つ！！

## ① 改ざん防止のための措置をとること

具体的には、次のいずれかの措置をとることが必要です。

- タイムスタンプが付与されたデータを受領
- 受領したデータにタイムスタンプを付与
- 訂正・削除の履歴が残るシステム等で授受・保存
- **改ざん防止のための事務処理規程を策定、運用、備付け**

専用のシステムを導入しない方法もあります！

## ② 保存データを確認するためのディスプレイやプリンタ等を備え付けること

## ③ 「日付・金額・取引先」の3つの要素で検索できること

加えて、次のいずれかの措置をとることが必要です。

- 日付又は金額での範囲指定検索・2つの要素を組み合わせた検索ができること
- 税務調査等の際に電子取引データのダウンロードの求めに応じることができること

注 「基準期間（2年（期）前）の売上高が5,000万円以下の方」等は、電子取引データのダウンロードの求めに応じることができるようにしていれば、③の検索要件を満たす必要はありません。

我が社は②③の要件は満たしていますが、①の改ざん防止のための措置が不十分であることがわかりました。**早速、事務処理規程の策定などを進めたい**と思います。



よろしくお願ひします。なお、①から③のいずれかに対応していない場合でも、対応までの間は猶予措置が設けられています。



# 原則的な保存ルール③の検索要件は簡易な方法による対応が可能です！！

保存した電子取引データについて「日付・金額・取引先」で検索をできるようにしておく必要がありますが、例えば次のような方法でも、③の検索要件を満たすことが可能です。

- i 表計算ソフト等で索引簿を作成し、索引簿を使用して電子取引データの検索を可能とする方法
- ii 規則性をもったファイル名（日付・金額・取引先の順番で表記）のデータを特定のフォルダに集約することにより、取引データの検索を可能とする方法

連番	日付	金額	取引先	備考
1	20240331	110000	(株)霞商店	請求書
2	20240210	330000	国税工務店(株)	注文書
3	20240228	330000	国税工務店(株)	領収書
⋮				
49	20241217	220000	(株)霞商店	請求書

-  20240331\_110000\_(株)霞商店.pdf
-  20240210\_330000\_国税工務店(株).msg
-  20240228\_330000\_国税工務店(株).pdf
-  20241217\_220000\_(株)霞商店.msg

# 原則的な電子取引データ保存のルールに対応するまでの猶予措置！！





原則的な保存ルールへの対応が間に合わない場合でも、次の(1)と(2)の両方を満たす場合には、電子取引データを保存しておくだけで大丈夫です！

- (1) 原則的な保存ルールに従って電子取引データを保存することができなかつたことについて、所轄税務署長が相当の理由があると認める場合

※ 事前届出は不要で、「人手不足」「システム整備の資金不足」「システム整備が間に合わない」なども相当の理由として認められます。

- (2) 税務調査の際に、

- ・ 電子取引データのダウンロードの求め 
  - ・ 電子取引データをプリントアウトした書面の提示・提出の求め 
- にそれぞれ応じることができるようにしている場合

まずは、電子取引データを消さずに保存することが重要なんですね！



そのとおりです。これで電子取引データの保存はバッチリですね！



# 重加算税の加重制度

スキャナ保存・電子取引に係るデータ保存制度の適正な保存を担保するため、電磁的記録に記録された事項に関する重加算税の加重措置を導入(電帳法8条5項)(電帳政令4・5条)

スキャナ保存又は電子取引の取引情報に係る電磁的記録に記録された事項に関し期限後申告等があった場合において、

その税額の計算の基礎となるべき事実を隠蔽し、又は仮装していたところに基づき当該期限後申告等をしていたときの重加算税の額については、

通常課される重加算税の額に当該期限後申告等に係る重加算税の額の計算の基礎となるべき税額（当該電磁的記録に記録された事項に係る事実に基づく税額に限る。）の100分の10に相当する金額を加算した金額とする。

(注)令和4年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用（附則第82条）

消費税に関して電磁的記録の適正な保存を担保するため、電磁的記録に記録された事項に関する重加算税の加重措置を導入  
(消費税法59条の2)(消費税法施行令71条の2)

事業者により保存されている電磁的記録に記録された事項に関し期限後申告等があった場合において、

その税額の計算の基礎となるべき事実を隠蔽し、又は仮装していたところに基づき当該期限後申告等をしていたときの重加算税の額については、

通常課される重加算税の額に当該期限後申告等に係る重加算税の額の計算の基礎となるべき税額（当該電磁的記録に記録された事項に係る事実に基づく税額に限る。）の100分の10に相当する金額を加算した金額とする。

(注) 電帳法8⑤と消法59条の2①の規定による重加算税の加重措置については重複適用がない。

令和4年1月1日以後に法定申告期限等が到来する消費税について適用（附則第12条）

## 加重対象となる不正の例

スキャナ保存	電子取引データ保存
<ul style="list-style-type: none"><li>◎ 保存しているスキャナデータを直接改ざんした場合</li><li>◎ スキャナ保存される前の紙段階で不正があった場合</li><li>◎ 通謀等により相手方から受領した架空の請求書等をスキャナ保存している場合</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>◎ 保存している電子取引データを直接改ざんした場合</li><li>◎ 電子取引データの作成段階で不正があった場合</li><li>◎ 通謀等により相手方から受領した架空の取引データを保存している場合</li></ul>

(出典：電子帳簿保存法取扱通達8-21に基づき作成。)

# デジタルデータによるシームレスな処理に資するための電子取引データの保存制度の見直し（令和7年度改正）

## 【電子取引データの保存制度の概要】

- 申告所得税、法人税及び消費税における電子取引を行った場合には、一定の要件に従って、その電子取引データを送受信・保存しなければならない。
- 複製・改ざん行為が容易である等の特性に鑑みて、その電子取引データに関連する隠蔽・偽装行為については、重加算税を10%加重（注1）。

## 【改正の概要（令和9年1月1日以後適用）】

- 請求書等が、データ連携に適したデジタルデータで送受信される場合に、その保存及び処理を自動化するシステムが流通している。
- こうしたシステムを使用して送受信されたデジタルデータ（電子取引データ）は、事業者の事務負担の軽減等だけでなく、税務の観点からもその保存及び処理の適正性が確保されたものと認められるため、国税庁長官が定める基準に適合するシステムを使用した上で、以下の要件を満たして送受信・保存（新設する送受信・保存）を行う場合のその電子取引データに関連する隠蔽・偽装行為については、重加算税の10%加重の適用対象から除外する。

新設する送受信・保存の要件（注2、3）	
I 電子取引データの改ざん防止要件	① データの送受信と保存を、訂正削除履歴が残るシステムやそもそも訂正削除ができないシステムで行う。【改ざん防止の確保】
II 適正記帳のための要件	② 電子取引データの金額を訂正削除を行った上で電子帳簿に記録することができないこと（又は訂正削除の事実を確認できるようにしておくこと）【記帳の適正性確保】 ③ 電子取引データ（注4）と電子帳簿との関連性を相互に確認することができるようにしておくこと【電子帳簿との相互関連性確保】

（注1）上記の加重措置について、適用対象を明確化する運用上の対応を行う。

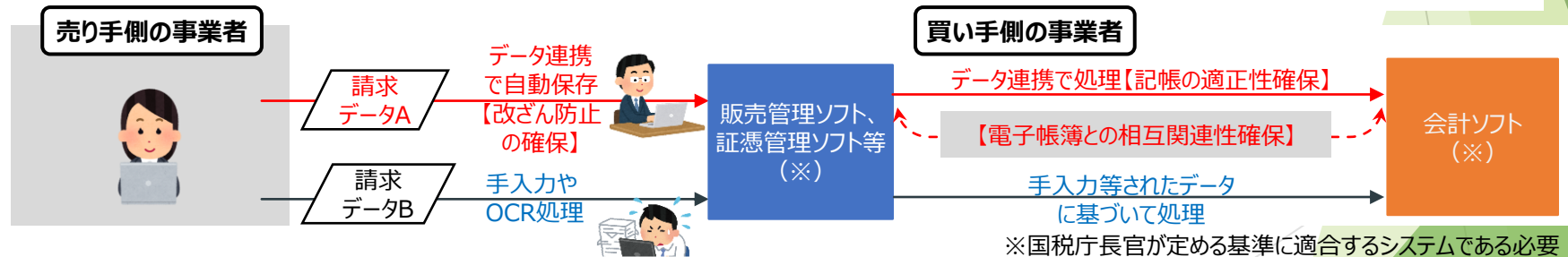
（注2）新設する送受信・保存については、保存義務者において、上記の保存要件を満たしていることを確認できるようにしておく必要があり、あらかじめ届出が必要。

（注3）電子取引データの送受信・保存にあたっては、上記のほか、「見読可能装置の備付け」、「システムの概要書の備付け」及び「検索機能の確保」といった要件を満たす必要がある。

（注4）請求書・納品書等の重要書類に相当するデータに限定される。

## 【適用イメージ】

請求データAは、重加算税の加重を適用しない。



## 【青色申告特別控除の概要】

	正規の簿記の原則に従い記録している者	左記に加え、 (1)優良な電子帳簿の保存又は(2)電子申告をしている者
控除額	55万円	65万円

## 【改正の概要（令和9年1月1日以後適用）】

- 上記の改正後は、左記の青色申告特別控除65万円については、(1)又は(2)のほか、上記の要件を満たすシステムを使用した上で、実際にその要件を満たし得る電子取引データを要件に沿って保存している者（一定の電子帳簿を保存している者に限る）に適用できることとする。

（出典：財務省資料）

# 電子帳簿等保存制度に関する加算税の軽減・加重措置

加算税の種類	課税要件	課税割合 (対増差本税)	優良な電子帳簿 に記録された事 項に関して生じ る申告漏れ	スキャナ保存・ 電子取引の取引 情報に係る電磁 的記録に関して 生じる仮装隠蔽
過少申告加算税	期限内申告につ いて、修正告・ 更正があった場 合	<p style="text-align: right;">10%</p> 期限内申告税額と 50万円のいずれか 多い金額を超える 部分 <span style="float: right;">15%</span>	過少申告加算税 を5%軽減 ⇒5%・10% 除く重加算税対象 (所得税・法人税・ 消費税)	—
重加算税	仮装隠蔽があっ た場合	過少申告加算税・ 不納付加算税に代 えて <span style="float: right;">35%</span> 無申告加算税に代 えて <span style="float: right;">40%</span>	—	重加算税を10% 加算 ⇒45%・50%  過去5年以内に無 申告加算税又は重 加算税を課された ことがある場合 更に10%加算 ⇒55%・60%

## 本日のまとめ

1. 令和8年度税制改正（優良な電子帳簿の普及）
2. 優良な電子帳簿・最低限の要件を満たす電子帳簿
3. 令和8年度税制改正（企業グループ間の取引に係る書類保存の特例の概要）
4. 令和7年度税制改正（デジタルシームレス化対応）
5. スキャナ保存・電子取引データ保存
6. 重加算税の加重制度

# プロフィール

松崎 啓介 (まつざき けいすけ)

松崎啓介税理士事務所 税理士 一般社団法人 租税調査研究会 主任研究員

昭和59年～平成20年 財務省主税局勤務 税法の企画立案に従事

(平成10年～平成20年 電帳法・通則法規等担当)

その後、大月税務署長、東京国税局 調査部特官・統括官、審理官、企画課長、審理課長、個人課税課長、国税庁監督評価官室長、仙台国税局総務部長、金沢国税局長を経て税理士登録。

主な著書に「加算税の最新実務と税務調査対応Q&A (改訂版)」(大蔵財協)、「暗号資産の税務処理と調査対応のポイント」、「Q&Aでわかる税理士のためのインボイス制度と改正電子帳簿保存法」(第一法規)、「デジタル化の基盤 電帳法を押さえる」(税務研究会)、「月刊税理令和7年度税制改正の概要と実務ポイント(納税環境整備)」(ぎょうせい)、「税務弘報 加算税賦課決定の適正性の判断軸「電子帳簿等保存制度」」(中央経済社)、「中小企業が知っておきたい!電子帳簿保存法 ポイントと対応」「中小企業のための電子取引データ・電子インボイス保存対応術」「税務調査官の視点で確認!電子帳簿等保存制度のチェックポイント」(清文社)、「国税当局が進める加算税の強化とそのねらい」(税経)、等書籍や記事を多数執筆。

このほか、各税理士会やIT関係の各種セミナーにおいて多数講演を行っている。

